

令和元年第3回

# 高森町議会5月臨時会会議録

令和元年5月8日開会



高 森 町 議 会

5月8日（水）

（第1日）

## 令和元年第3回高森町議会臨時会（第1号）

令和元年5月8日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

臨時議長紹介

臨時議長あいさつ

町長あいさつ（執行部自己紹介）

開会（開議）宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

#### [第1号の追加1]

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

1 番 後藤 巖君

2 番 津留 智幸君

日程第 3 会期の決定

(1) 会 期 （1日間）

自 令和元年5月8日

至 令和元年5月8日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
5月8日（水）	本会議	議案審議

日程第 4 副議長の選挙

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 特別委員会の設置及び委員の選任

日程第 8 阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第 9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 追加日程第1 同意第4号 高森町監査委員の選任について
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成30年度高森町一般会計補正予算】
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算】
- 日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算】
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成30年度高森町簡易水道特別会計補正予算】
- 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算】
- 日程第15 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
【平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算】
- 日程第16 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
【高森町税条例等の一部を改正する条例】
- 日程第17 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて  
【高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
- 日程第18 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて  
【高森町税特別措置条例の一部を改正について】
- 日程第19 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第30号 訴訟上の和解について
- 日程第21 議案第31号 高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第32号 高森町一般会計補正予算について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君  | 2 番 | 津留 智幸 君  |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |

5 番	後藤三治君	6 番	芹口誓彰君
7 番	立山広滋君	8 番	本田生一君
9 番	田上更生君	10 番	佐伯金也君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	草村大成君	副町長	本田敦美さん
教育長	佐藤増夫君	総務課長	沼田勝之君
生活環境課長	後藤健一君	会計課長	古澤要介君
健康推進課長	野中裕美子さん	住民福祉課長	佐伯実君
建設課長	東幸祐君	農林政策課長	荒牧久君
税務課長	丸山雄平君	政策推進課長兼TPC事務局長	田上浩尚君
教育委員会事務局長	馬原恵介君	建設課審議員	野尻光也君
教育委員会審議員	古庄泰則君	TPC事務局次長	岩下徹君
総務課総務係長	住吉勝徳君	総務課財政係長	代宮司猛君
監査委員	古庄良一君	農業委員会長	城井若生君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	安藤吉孝君	議会事務局主幹	眞原友紀君
--------	-------	---------	-------

-----○-----

○**議会事務局長（安藤吉孝君）** 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の安藤でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

したがいまして、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

それでは、年長議員の後藤清治議員に議長席へ、御着席いただきます。

-----○-----

#### **臨時議長あいさつ**

○**臨時議長（後藤清治君）** おはようございます。

ただいま御紹介いただきました後藤清治です。

地方自治法の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお祈いします。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いします。

町長、草村大成君。

-----○-----

#### **町長あいさつ（執行部自己紹介）**

○**町長（草村大成君）** おはようございます。

令和元年第3回高森町議会臨時会が開催されるにあたり一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、先に行われました町議会議員選挙におきまして、みごと当選の栄を勝ち得られ、本日ここに高森町議会議員として、いよいよ町政の檀上に立たれることになりましたことは、誠に御同慶の至りに存じます。不肖、私も町民の皆さまより絶大な御支援をいただき、3期目つまり更に4年間、町長の職を務めさせていただくことになりました。今後も加速を続行すると、そして新しいステージというところでの高森町づくりに邁進する所存でありますので、議員の皆さま、町民の皆さまどうぞよろしくお祈いを申し上げます。

なお、具体的な施策等につきましては、大半を次回定例議会において予算を含めてお示しする予定でございますので、どうぞ御審議、御了承をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本日の臨時会に御提案申し上げておりますのは、専決処分の承認9件、条例制定及び一般会計の補正予算等の議案4件でございます。どうぞ御審議をいただき御決定賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶と

いたします。

○臨時議長（後藤清治君） どうも、ありがとうございました。

-----○-----

○臨時議長（後藤清治君） 次に、執行部の自己紹介をしていただきます。自席から順番にお願いいたします。

○町長（草村大成君） 4年間町長を拝命をいたしました草村でございます。よろしく  
お願いいたします。

○副町長（本田敦美さん） 副町長の本田でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○総務課長（沼田勝之君） おはようございます。総務課長の沼田です。今後ともよろ  
しく  
お願いいたします。

○総務課総務係長（住吉勝徳君） おはようございます。総務係長の住吉です。よろし  
く  
お願いいたします。

○総務課財政係長（代宮司 猛君） おはようございます。総務課財政係長の代宮司で  
す。よろしく  
お願いします。

○税務課長（丸山雄平君） おはようございます。税務課長の丸山です。よろしく  
お  
お願いいたします。

○税務課審議員（渡邊成治君） おはようございます。税務課審議員の渡邊  
で  
ございます。よろしく  
お願いいたします。

○政策推進課長兼TPC事務局長（田上浩尚君） おはようございます。政策推進課長  
兼  
TPC事務局長の田上です。よろしく  
お願いいたします。

○たかもりポイントチャンネル事務局次長（岩下 徹君） おはようございます。たか  
も  
りポイントチャンネル事務局次長の岩下です。どうぞよろしく  
お  
願  
い  
し  
ま  
す。

○生活環境課長（後藤健一君） おはようございます。生活環境課長の後藤  
で  
す。よろしく  
お  
願  
い  
し  
ま  
す。

○会計課長（古澤要介君） おはようございます。会計課長の古澤  
で  
す。よろしく  
お  
願  
い  
し  
ま  
す。

○臨時議長（後藤清治君） それでは、教育長  
お  
願  
い  
し  
ま  
す。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。教育長の佐藤  
で  
す。よろしく  
お  
願  
い  
し  
ま  
す。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君） おはようございます。教育委員会事務局長の馬  
原  
で  
ございます。よろしく  
お  
願  
い  
し  
ま  
す。

- 教育委員会審議員（古庄泰則君） おはようございます。教育委員会審議員の古庄泰則でございます。よろしくお願いいたします。
- 住民福祉課長（佐伯 実君） おはようございます。住民福祉課長の佐伯でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- 健康推進課長（野中裕美子さん） おはようございます。健康推進課長の野中です。よろしくお願いいたします。
- 農林政策課長（荒牧 久君） おはようございます。農林政策課課長兼農業委員会局長の荒牧です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 建設課長（東 幸祐君） おはようございます。建設課長の東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 建設課審議員（野尻光也君） おはようございます。建設課審議員兼水道を担当しております野尻です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 監査委員（古庄良一君） おはようございます。まず、草村町長、それから議員の皆さん、先日の当議長選、御当選大変おめでとうでございます。心からお祝いを申し上げます。私は監査委員の古庄と申します。今後とも、よろしくお願いいたします。
- 農業委員会長（城井若生君） おはようございます。農業委員会の会長を仰せつかりました城井若生と申します。今後とも、よろしくお願いいたします。
- 議会事務局長（安藤吉孝君） おはようございます。改めまして議会事務局長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（後藤清治君） 以上で、執行部の自己紹介を終わります。

-----○-----

開会 午前10時00分

-----○-----

- 臨時議長（後藤清治君） ただいまの出席者数は、定足数に達しておりますので、令和元年第3回高森町議会臨時会を開会します。
- これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

**日程第1 仮議席の指定**

- 臨時議長（後藤清治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
- 仮議席は、ただいま着席の席とします。

-----○-----

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（後藤清治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法については、いかがいたしましょうか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤清治君） 指名推選で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤清治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤清治君） 異議なしと認めます。再開時間については、後ほど事務局から連絡いたします。それでは、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時10分

再開 午前11時10分

-----○-----

○臨時議長（後藤清治君） お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤清治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤清治君） 異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に、後藤三治君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました後藤三治君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤清治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました後藤三治君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された後藤三治君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、議長就任の御挨拶をお願いします。答弁席をお願いします。5番 後藤三治君。

○新議長（後藤三治君） おはようございます。

ただいま、推選によりまして、議長職を仰せつかりました後藤三治であります。私は、今回の議長に就任し、いままでできなかったことを一つ一つやりたいなという気持ちであります。私は議員を志した当初は、私は高森町に生まれました、そしてこの高森町が大好きです。ここに住んでおられる町民の皆さんが大好きです。この町民の皆さまが、この高森町に住んでよかったという町づくりをしたい、その思いから議員になりました。前、田上議長のもと2期8年間たくさんのことを勉強させていただきました。また議会改革についても、同僚議員と一緒に頑張り参りました。ただ、全国的な風潮のなか議員不要論も出る今日、高森町においても今回の選挙の投票率を見ますと、確か過去最低の数字ではないかと思っておりますし、議員不要論もお聞きすることがあります。せっかく議員になった私たちは今後どう進むべきか改めて考えさせられた今回の選挙であったと私自身考えております。よく議会は町長と二元代表制を有しております。車に例えると両輪のごとくと、よくお話を聞きますが、この両輪は常に一定の距離を保たなければ前には進みません。まして、車でありますので故障もします。タイヤのパンクもします。そういったとき、この議場で皆さまと討論を交わしながら、前に進めていかなければならないと強く感じております。

私、微力ではありますが、せっかくいただきました議長の大役を皆さまの御協力と御支持をいただきながら、この4年間努めて参りたいと思っております。どうか皆さま、高森町の今後のためにお力をお貸しください。そして、共に頑張りていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

以上で、所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（後藤清治君） ありがとうございました。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。  
議長、議長席へお着き願います。

（議長席交代）

-----○-----

（第1号の追加1）

日程第1 議席の指定

○議長（後藤三治君） 第1号の追加1、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元にお配りしました議席表  
のとおり指定します。

-----○-----

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（後藤三治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番 後藤巖君及び2  
番 津留智幸君を指名します。

-----○-----

追加日程第3 会期の決定

○議長（後藤三治君） 日程第3、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日令和元年5月8日の1日にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しま  
した。

-----○-----

日程第4 副議長の選挙

○議長（後藤三治君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩することに決  
定しました。再開時間につきましては、決定次第、事務局を通じて連絡いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選で行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、4番 牛嶋津世志君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました牛嶋津世志君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した牛嶋津世志君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された牛嶋津世志君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。答弁席をお願いします。

○副議長（牛嶋津世志君） 改めまして、こんにちは。4番 牛嶋です。

このたび副議長に選任していただき、議長を補佐していく立場として、今後議会のため、また行政のために頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤三治君） ありがとうございました。

-----○-----

## 日程第5 常任委員の選任

○議長（後藤三治君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

職員に朗読をいたさせます。議会事務局長 安藤吉孝君。

○議会事務局長（安藤吉孝君） それでは、総務文教常任委員5名の方のお名前をお呼びいたします。2番 津留智幸議員、3番 後藤清治議員、4番 牛嶋津世志議員、6番 芹口誓彰議員、7番 立山広滋議員です。

続きまして、産業厚生常任委員同じく5名でございます。1番 後藤巖議員、5番 後藤三治議員、8番 本田生一議員、9番 田上更生議員、10番 佐伯金也議員でございます。

以上です。

○議長（後藤三治君） ただいま職員が朗読しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（後藤三治君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

職員に朗読をいたさせます。議会事務局長 安藤吉孝君。

○議会事務局長（安藤吉孝君） 議会運営委員、4名の議員さん方のお名前をお呼びいたします。4番 牛嶋津世志議員、6番 芹口誓彰議員、7番 立山広滋議員、10番 佐伯金也議員です。

○議長（後藤三治君） ただいま職員が朗読しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（後藤三治君） 日程第7、特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りいたします。

住民に対して議会活動を広く周知するため、4名の委員で組織する議会広報特別委員会を設置し、調査期限は調査終了までとし、議会閉会中の調査についても調査終了まで継続して付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会を設置し、調査期限は調査終了までとし、議会閉会中の調査についても調査終了まで継続して付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

職員に朗読をいたさせます。議会事務局長 安藤吉孝君。

○議会事務局長（安藤吉孝君） それでは、議会広報特別委員、4名の議員さんのお名前をお呼びいたします。1番 後藤巖議員、2番 津留智幸議員、3番 後藤清治議員、4番 牛嶋津世志議員でございます。

○議長（後藤三治君） ただいま職員が朗読しましたとおり、議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第8 阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（後藤三治君） 日程第8、阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

阿蘇広域行政事務組合議会議員に、2番 津留智幸君、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君の3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、2番 津留智幸君、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君の3名が阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されました、2番 津留智幸君、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

-----○-----

#### 日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（後藤三治君） 日程第9、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、5番 後藤三治君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました後藤三治君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5番 後藤三治君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、5番 後藤三治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

-----○-----

○議長（後藤三治君） お諮りいたします。

先ほどの常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任に伴い、各委員会の委員長、副委員長の互選などのため、しばらく休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） それでは、会議を続けます。

各委員会の委員長及び副委員長の互選結果が議長に提出されておりますので、報告します。

職員に朗読いたさせます。議会事務局長 安藤吉孝君。

○議会事務局長（安藤吉孝君） それでは、総務文教常任委員さん、委員長に6番 芹口誓彰議員、副委員長に2番 津留智幸議員。

産業厚生常任委員、委員長に、10番 佐伯金也議員、副委員長に、1番 後藤巖議員。

議会運営委員、委員長、6番 芹口誓彰議員、副委員長、10番 佐伯金也議員。

議会広報特別委員、委員長に4番 牛嶋津世志議員、副委員長に3番 後藤清治議員。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） お諮りします。しばらく休憩をしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） それでは、休憩をただいまからとりたいと思います。時間については追って事務局長のほうから周知させます。

-----○-----  
休憩 午後 1 時 1 5 分

再開 午後 1 時 2 5 分  
-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
-----○-----

○議長（後藤三治君） お諮りします。

ただいま町長から提出されました同意第 4 号、高森町監査委員の選任についてを  
日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 4 号、高森町監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

-----○-----  
**追加日程第 1 同意第 4 号 高森町監査委員の選任について**

○議長（後藤三治君） 追加日程第 1、同意第 4 号、高森町監査委員の選任についてを  
議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、7 番 立山広滋君の退場を求めます。

〔7 番議員退場〕

○議長（後藤三治君） 提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第 4 号、高森町監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

今般の高森町議会議員一般選挙の執行に伴い、新たに議会議員、高森町大字高森 2 0 1 0 番地 5、立山広滋氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めらるものであります。

同氏は、今回、4 期目の当選を果たされましたが、人格高潔で財務管理に関しても優れた識見を有する方であり、本町監査委員として適任者であります。同委員の選任については、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案申し上げるものでございます。御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号、高森町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤三治君） ありがとうございます。全員起立であります。したがって、同意第4号、高森町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

これより、7番 立山広滋君の入場を認めます。

〔7番議員入場〕

○議長（後藤三治君） 7番 立山広滋君に申し伝えます。同意第4号、高森町監査委員の選任については、同意することにしましたので、その旨申し伝えます。

-----○-----

#### 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【平成30年度高森町一般会計補正予算】

○議長（後藤三治君） 日程第10、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第2号で御報告いたします専決第2号、平成30年度高森町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

専決しました内容は、3月末に確定しました地方交付税などの最終調整を行うものと、地方債の補正などございまして、歳入歳出それぞれ5,875万9,000円を減額し、最終予算総額を51億457万9,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正につきましては、翌年度に繰り越して実施する農地等災害復旧事業について繰越額が確定したことに伴い、繰越額を増額しております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。11ページをお開きください。第10款地方交付税につきましては、3月末の特別交付税の交付決定により増額しております。

14ページをお開きください。第18款繰入金につきましては、3月末の特別交付税の交付決定やその他の交付金の増額に伴い財政調整基金を減額しております。また、ふるさと応援基金から繰り入れで実施した各種事業についても、事業費の確定に伴い予定していた金額を繰り入れる必要がなくなりましたので、減額をいたしました。財政調整基金につきましては、約14億円というところでございます。第21款町債につきましては、地方債を借り入れて実施する各事業の事業費確定に伴う減額をしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

15ページをお開きください。歳出予算につきましては、全体に渡りまして最終的な調整をしております。なお、説明欄に財源組み換えとあるものは補助金や地方債の確定に伴い財源を変更したものになります。

20ページをお開きください。第12款諸支出金につきましては、各基金への積立金を追加計上いたしました。このうちふるさと応援基金につきましては、平成30年度に寄附をいただいた約6,200万円から返礼品に係る事務費を差し引いた分を積み立てるものでございます。

以上、専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

**【平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算】**

○議長（後藤三治君） 日程第11、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） 承認第3号で報告します専決第3号、平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から5,781万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,084万8,000円とするものであります。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。

6款、1項、1目保険給付費等交付金につきまして普通交付金を6,235万2,000円減額、特別交付金を537万6,000円増額しております。確定によるものでございます。

10款、1項、1目一般会計繰入金を84万円減額しております。出産育児一時金町負担分を確定により減額したものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費を4,327万3,000円減額しております。診療報酬による支払金で確定による減額でございます。同款2項高額療養費を1,932万6,000円減額しております。確定による減額でございます。

9ページをお開きください。6款保険事業費、2項特定健康診査等事業費を128万円減額しております。主に、個別健診人間ドック助成金確定による減額でございます。

10ページ、10款予備費につきましては、予算の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算】

○議長（後藤三治君） 日程第12、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。健康推進課長 野中裕美子さん。

○健康推進課長（野中裕美子さん） 承認第4号で報告いたします専決第4号、平成30年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から11万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,394万6,000円とするものであります。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。1款保険料、1項、1目第1号被保険者保険料10万1,000円を減額しております。確定によるものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。1款総務費、1項、1目を3万5,000円減額し、5款地域支援事業費、3項、3目に増額し組み換えたものでございます。平成30年度から取り組みました通いの場事業の開催地区が増加したことによる支援費用でございます。

8款予備費におきまして、予算の調整を行っております。

以上、専決いたしました主な内容について、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。御説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。  
これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
お諮りします。  
本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【平成30年度高森町簡易水道特別会計補正予算】

○議長（後藤三治君） 日程第13、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 承認第5号で報告いたします専決第5号、平成30年度高森町簡易水道特別会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

専決しました内容は、歳出の業務費において不用額が確定したことによる予算調整であります。今回の補正は既定予算総額の増減はありません。歳出予算内の増減により予算調整を行っております。

主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。第1目一般管理費、第11節需要費におきましては、水道施設等修繕料、電気料の確定により、それぞれ297万7,000円と35万4,000円を減額し、第15節工事請負費におきましては、発電機設置工事の残額30万5,000円、第27節公課費において水道料消費税分40万6,000円を減額しております。

また、第4款予備費につきましても、予算調整により増額を行っております。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いた

だき、御決定賜りますようよろしくお願ひいたしまして、説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算】

○議長（後藤三治君） 日程第14、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） 承認第6号で報告をいたします専決第6号、平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

専決しました内容は、歳出の業務費において不用額が確定したことによる予算調整であります。今回の補正は既定予算総額の増減はなく、歳出予算内の増減により予算調整を行っております。

6ページをお開きください。第1目管理費、第11節需要費におきましては、電気料の確定により63万円を減額しております。

また、第4款予備費につきましても、予算調整により増額を行っております。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただいて、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

○10番（佐伯金也君） 議長、暫時休憩をお願いします。

○議長（後藤三治君） はい。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 休憩をしたいと思います。1時50分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後1時40分

再開 午後1時50分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第15 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正  
予算】

○議長（後藤三治君） 日程第15、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） 承認第7号で御報告いたします専決第7号、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,496万円とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳入について御説明申し上げます。第1款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、第1節自治体基金につきましては、1万2,000円を増額しております。これは自治体基金の一部を取り崩しによります利息の確定分でございます。

7 ページをお開きください。歳出について御説明申し上げます。第1款事業費、第1項鉄道経営対策事業費、第1目鉄道経営対策事業費、第25節の積立金です。1万2,000円増額しております。これは利息分の自治体基金への積立となっております。

以上、専決しましたものについて、説明しましたが、御審議賜り、御承認賜りますようお願いいたしまして、御説明といたします。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第16 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例等の一部を改正する条例】

○議長（後藤三治君） 日程第16、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。税務課長 丸山雄平君。

○**税務課長（丸山雄平君）** こんにちは。承認第8号で御報告いたします高森町税条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成30年12月21日の閣議決定の平成31年度税制改正の大綱及び平成31年2月5日閣議決定の所得税等の一部を改正する法律案をもとに改正された法律にあわせて、改正するものでございます。

新旧対照表の後ろのほうにつけております高森町税条例の改正概要を御覧ください。承認9号のすぐ前になります。まず左列に高森町税条例の条項を記載しておりまして、対象となる法令につきましては、中央の列になります。もう一度言い直します。左列に高森町税条例の条項を記載しておりまして、対象となる法令が中央の列になります。右側の列には概要を記載しております。まず、枠を1段というような読み方をしますので、今後1段目、2段目という表現をしますが、そのように見ていただきたいと思います。1段目の高森町税条例第24条1項から11段目、附則第10条の2までは、法律改正にあわせた改正となっております。次に12段目の高森町税条例、附則10条の3の6項は、法規定の新設によります新設でございます。14段目から17段目までです。2段目で申し上げました法規定の新設に伴う政令改正等にあわせた改正及び条例の項のずれによる改正となっております。

裏面の方を御覧ください。1段目の附則第10条の4は、平成28年度熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものが、すべき申告等についての法規定の新設にあわせ新設したものでございます。2段目の附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例、いわゆる電気自動車等について3段階法律改正にあわせて改正するものでございます。3段目附則第16条の2は軽自動車税の賦課徴収について法律改正にあわせた改正となっております。4段目の附則第15条の2は、軽自動車税の臨時的軽減に係る法律改正にあわせて新設したものでございます。5段目附則第15条2の2、6段目附則第15条の6は、法律改正にあわせて改正となっております。7段目附則第22条、8段目平成29年改正条例は既定の整備を行ったものでございます。最後のほうの9段目から11段目につきましては、法律改正にあわせた改正となっております。

以上、今回の改正について、その概要を説明いたしました。御承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わりとします。

○**議長（後藤三治君）** 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○議長（後藤三治君） 日程第17、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます税務課長 丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） 承認第9号で提出いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の一部改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日交付され、本年4月1日から施行されることに伴い、高森町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。今回の一部改正は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置についても5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたものでございます。

具体的には、国民健康保険の保険料の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるものであります。なお、後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課分につきましては、据え置くものでございます。また、軽減する所得判定基準についても5割軽減の被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減の被保険者数に乗ずる金額も50万円から51万円に引き上げるものであります。

以上、今回の改正について、その概要について御説明申し上げましたが、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。  
これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

##### 【高森町税特別措置条例の一部を改正について】

○議長（後藤三治君） 日程第18、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます税務課長 丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） 承認第10号で提出いたしました高森町税特別措置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、固定資産税課税免除について期間延長されることに伴い高森町税特別措置条例も同様に改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第2条の過疎地域内において、過疎地域の公示の日から平成31年3月31日までの期間とあるところを、平成33年3月31日までの期間とするものでございます。

以上、条例改正の概要について、御説明申し上げましたが、御承認賜りますようお願いしまして、説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。7番 立山広滋君。

○7番（立山広滋君） 7番 立山です。

今税務課長が説明ありましたが、平成33年じゃなくて、これは令和元年とすべきじゃないでしょうか。その辺のところちょっとお尋ねいたします。

○議長（後藤三治君） 税務課長、丸山雄平君。

○税務課長（丸山雄平君） 7番議員、立山議員さんの御質問にお答えいたします。

この改正につきましては、3月31日付けで改正ということで専決をお願いいたしております。3月31日現在では「令和」という名称がまだはっきりしておりませんでしたので、この「平成33年度」という扱いで国のほうからも通達がきておりますので、それに合わせさせていただいております。

以上です。

○7番（立山広滋君） わかりました。

○議長（後藤三治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤三治君） 日程第19、議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 議案第29号、工事請負契約の締結について提案理由の御説明をいたします。

今回の契約は、高森防災公園造成工事に係る工事契約、工事請負契約でありまして契約金額9,991万3,000円、契約の相手方阿蘇郡高森町大字高森1,58

9番地16、株式会社草村企業、代表取締役桐原文夫氏であります。

契約の方法は4月23日に行いました6社による指名競争入札の結果によるものでございます。地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

工事の内容につきましては、建設場所につきましては、元蓄協跡地に設置いたします。敷地面積につきましては、4,963平米、建築面積94平米となります。施設内容につきましては、駐車場整備につきましては、乗用車33台が駐車できることとなります。また、天然芝のスペース1,535平米、クレイ舗装のスペース1,166平米を設けトイレ、管理室、防災倉庫、災害用東屋、かまど、ベンチ、マンホールトイレ、デジタルサイネージ、ソーラー照明器9機等の設備を設置することといたしております。

以上、説明いたしました。御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、10番 佐伯でございます。

先般から阿蘇山も小噴火をしたりということで、大変災害に対して備えをしなければならぬということ、ひしひしと感じてくる近頃なんですけれども、この工事につきましては、契約の日からということになりますけれども、概ね完成予定につきましては、何月頃予定されておられるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤三治君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 来年の2月末を予定しております。

以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第20 議案第30号 訴訟上の和解について

- 議長（後藤三治君） 日程第20、議案第30号、訴訟上の和解についてを議題とします。

提出者の説明を求めます健康推進課長 野中裕美子さん。

- 健康推進課長（野中裕美子さん） 議案第30号、第3者行為求償請求事件に係る和解について御説明申し上げます。

本件は、平成30年12月10日開催の第4回定例議会の承認を経て、同年12月28日熊本地方裁判所阿蘇支部に訴訟の提起を行いました。第3者行為交通事故に伴う損害賠償請求事件について、訴訟上の和解を行おうとするものであります。

本事件の裁判は、これまで熊本地方裁判所阿蘇支部で2回の口頭弁論が行われ、本年3月26日第2回口頭弁論において、被告ら代理人弁護士から和解条項案が示されました。

和解案の内容は議案書記載のとおりであり、本町が損害賠償を求めた金額692万3,804円の支払い義務があることを認めたものでございます。そのほか詳細につきましては、記載されているとおりでございます。

以上、今回提案いたしました内容について、説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

- 議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号、訴訟上の和解についてを採決します。

お諮りします。

本案については原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、訴訟上の和解については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第31号 高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の制定について

○議長（後藤三治君） 日程第21、議案第31号、高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます住民福祉課長 佐伯実君。

○住民福祉課長（佐伯 実君） 議案第31号で御提案いたしました高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例の目的は、第1条でお示しをしておりますとおり、高森町にお住まいの高齢者の方に対しまして、高森町及び南阿蘇村の一部の温泉施設への入浴料を助成することにより、温泉を利活用した高齢者の健康増進を図ることを目的としております。第2条では高齢者の定義でございますが、満70歳以上の方を対象としております。

また、利用できる温泉施設につきましては、高森町では月廻り温泉館、南阿蘇村では阿蘇白水温泉瑠璃、南阿蘇くぎの温泉四季の森、南阿蘇村総合福祉温泉センターウィナスが御利用対象温泉施設となります。第3条では、入浴料の助成対象となる方の条件を規定しております。本町に住所を有する高齢者の方で、助成対象者を含む世帯が別表1に掲げる町税等を滞納していない方に限定をしております。第4条では、利用できる施設及び入浴料は別表第2の表となっております。第5条におきましては、入浴料の助成額は1回の利用につきまして200円としております。第6条では助成対象者は、利用可能施設の回数券を別表3で定める料金を購入をいたし、利用可能施設に提出するものと規定をしております。

また、助成対象者が回数券を購入できる枚数は月に3組以内、一応30枚、30回分としまして、入浴回数は1日1回以内と指定させていただきました。なお、この条例は令和元年6月1日より施行としております。

以上、御説明を申し上げましたが、この条例を制定するためには地方自治法96条第1項、第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、御提案をいたしました。御審議をいただきますようお願いを申し上げ本条例の説明といたします。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号、高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案については原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、高森町高齢者温泉入浴料の助成に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第22 議案第32号 令和元年度高森町一般会計補正予算

○議長（後藤三治君） 日程第22、議案第32号、令和元年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第32号で御提案いたしました令和元年度高森町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ490万1,000円を追加し、予算の総額を45億1,990万1,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。第15款、第3項、第9目教育費国庫委託金につきましては、後ほど歳出の際に、概要書を用いて説明申し上げますが、文部科学省の学校ICT環境整備促進実証研究事業の国の採択を受けて、今回歳入歳出ともに事業実施に係る経費を計上させていただくものでございます。

続きまして、第19款繰入金につきましては、財源を調整するために財政調整基金を91万3,000円減額をいたしました。

続きまして、第21款諸収入につきましては、後ほど歳出の際に概要書を用いて

御説明を申し上げますが、高齢者の方々の入浴料の一部助成事業として135万円計上させていただきました。

続きまして、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、今回2つの事業についてのみ計上させていただいておりますので、予算書の8ページとあわせてカラープリントで応じておりますこちらの補正予算概要書を御覧ください。説明は概要書に沿って申し上げます。

1ページをお開きください。1ページというのはこの事業の横の1というところがページというふうになります。高齢者入浴料一部助成事業について、御説明を申し上げます。本年3月31日をもって高森温泉館を休館したことに伴い町内在住の高齢者の方々の入浴料を一部助成する事業となります。

概要といたしましては、町内及び南阿蘇村の一部の温泉施設の入浴料について一律200円を町が助成するもので、10枚セットの入浴券を通常より2,000円安く販売をいたします。

事業費といたしまして現時点で315万円を想定しており、利用者の負担分135万円を歳入として受け入れるため、実質的な町の負担は180万円となります。本事業の実施により高齢者の方々、高森温泉館を利用された高齢者の方々が、住み慣れたこの地域で健康で楽しく温泉に入れるという施策の推進を図りたいということです。高齢者の方々、高森温泉館を利用させていただいた高齢者の方々の外出機会の創出等に寄与できるものと考えておる次第でございます。本来であれば、6月の当初議会の当初予算の肉付けのときに提案をするところでございますが、議会のほうからもスピード感を持って何か対応、若しくは新しい形、議会、民意を持って選ばれた議員さん、若しくは民意を持って選ばれた首長さんの施策というところでのスピード感を最優先をさせていただいたところでございます。

と同時に、高森温泉館を利用させていただいた高齢者の方々のこの人数というのは、行政はほぼほぼ把握をしているわけでございます。理由といたしましては、町民の町民券、高齢者の券がありますので、1週間で1日がだいたいの御利用の方が50人程度というところが長くこれは変わっておりませんので、そういうところをしっかりと判断した上で、この予算を提案させていただきました。当然、担当の課としては、住民福祉課になりますので、福祉の事業というところでの位置付けでしか議会の皆さまには予算をお諮りすることはできませんが、この温泉館の課題、高齢者の特に高齢者の利用させていただいた方への課題につきましては、議会と共有しているというところもございますので、全般的な福祉政策ではなくて、高森温泉館をこ

よなく使い続け通っていただいた高齢者の方にターゲットを絞った福祉施策、利用していただけるこの施策という位置付けで、しっかり条例まで議会の皆さんに諮っていただくということで、担当の課長さん及び担当の職員さんが考えられたわけでございます。

どうぞ、いろんな意見を出していただきまして、あくまでも方向性は同じということでの提案になりますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

続きまして、2ページを御覧ください。学校ICT環境整備促進実証研究事業について御説明を申し上げます。これは文部科学省、国の実証事業を活用し遠隔教育等を実施する事業になります。なお、本事業につきましては、高森町は昨年度から国から継続して採択を受けておりまして、町外の学校や外部の専門機関と連携交流を加速することによって、専門的な知識や技能、様々な経験や考えを持った人との出会いを通じて児童、生徒の学びを主体的で、深い学びに繋げて行くということをこの事業は目的といたしております。

どういうことかといいますと、具体的には、小規模学校との遠隔合同授業、それと外部の専門家による専門性の高い授業、そしてまた今後児童、生徒に長期入院等が出た場合、特別な、若しくは特別な配慮が児童、生徒に必要な場合における遠隔、ようは休んでいても遠隔のことで何かできるという授業を活用することを視野に入れているところでございます。

以上、今回御提案しております補正予算につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、10番 佐伯でございます。

本来ですと、私が所管する委員会のことでございますけれども、高齢者入浴料の一部助成事業、先ほど条例が制定されました。町長のほうからいろいろな御意見をいただいて全町的に考えていきたいというお気持ちをお聞きしましたので、町長のほうに今後の方針等について、少々お聞きをしたいし、私の気持ち等もお伝えをしておきたいと思うんですが、本来高森温泉館、3月31日に閉館をいたしました。これは御存知のとおりでございます。年間の管理料というものが、やっぱり高森町の財政に与える影響、これは大きいものでありましたので、その管理料が浮いた分だけは他のほうに費やされるなというふうに期待をいたしております。今回、高齢

者の入浴料の一部助成という形で出ております。これはあくまでも70歳以上の方であると、町税等の滞納者がいない方等々、いろいろ条件がございます。今後、私たちが考えていかなければならないのは、昔は隣の町にできたからこっちがつくるとかいうことで、温泉館もつくりあげてきました。あのときの温泉ブームが各町村全てに波及をして、それぞれの町村が温泉をつくった次第であります。当然、南阿蘇村も合併はいたしましたけれども、それぞれ3村あったときの状態のまま温泉館が運営をしておるといことであります。そういうことがやっぱり将来的に今も振り返って見ますと、やっぱり行政内の財政に非常に影響を与えたなど反省をするわけなんですけれども、今後私たちが考えるべきことは、やはりこの南阿蘇というパイの中で考えていかなければならないのかなと。南阿蘇鉄道にしてもしっかり高森と南阿蘇村が一緒にタッグを組んでやっていかなければならない、経済面においても南阿蘇村には商店街なるものが存在しない、そのために南阿蘇村の皆さん達は高森町の商店にお買い物に来ていただける、また病院等も利用していただけるということがございます。

ですから、ないものはあるところで補っていくということが助け合いをしていくということが、今後のやっぱり行政を存続させていく上でのやはり一つのキーマンになってくるんじゃないかなと思っております。ですから、町長にお願いをしたいのは、高森町に温泉館が、これ月廻りだけ一つになってしまいました。高森町の人口6,000人以上の方達、使われる方達は少ないんですけれども、しかしながらやはりその温泉がないという寂しさ、寂しさ感を少しでもなくしていくためには、今度は南阿蘇連帯感というものを生ませることによって、阿蘇南郷谷の温泉を共有していく、そして高森の商店街を共有していく、それぞれあるものを共有していくという姿勢を私はやっていかなければならないと思うんですけれども、町長は日頃から横断的に各町村の皆さん方との交流もされておりますし、南阿蘇鉄道の社長として今まで南阿蘇村ともいろいろな協議をされてきておられます。観光につきましても、観光政策についてもいろいろ頑張っておられておるんですけれども、今後の方策として、今回はこういうふうな条例を制定したことによって、高齢者の方達についてはどうにか温泉館あるところの温泉を利用することが可能になったなど思うんですが、しかしながらそれ未満の人達、全年齢的に今後どのように対応していった方がいいのかということ、何かヒントでもあれば教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤三治君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、今後人口減少というのは、これは国の課題であり、どこの地方自治法も課題です。2025年、つまり今から5年後、高森町も、南阿蘇村も何人になるのかというのは、これは国の統計というのは何よりも実は正しい方向で進んでおります。これをたった5年後、ほぼほぼ考えるとやはり10番議員がおっしゃったように共有できるものは、しっかり共有しながら高森町、南阿蘇村の枠にとらわれてないところというのが現状でも現存しておりますので、そこはお互いが助け合いながら知恵を絞りながらやっていかなければいけない、またその一つの大きな例として南阿蘇鉄道というのは地方自治体をまたぐ、つまり町と町を結び付けている唯一の公共交通機関ですので、南阿蘇鉄道と同じようなこの南郷谷の住民が一つになって使っていけるような既存の施設が南阿蘇村の施設であったり、高森のマーケットであったりするべきだというふうに確信を持っておるところでございます。

であるからこそ、やはり高森町議会、新しい民意で選ばれた町議会の議員の皆さまと南阿蘇村の議会とのこの協調性であったり、一緒にやっていく方向であったり、ここはやはり大事にしていっていただければというふうに思っているところでございます。

高森温泉館は、また切り離して話をさせていただきたいと思っております。おっしゃるように、財政の問題でございます。また、仮にボイラーにしても相当な修繕がたぶん今も現状で、今後すぐ必要になるのではないかという状況でございますし、南阿蘇村さんも高森温泉館と同じような福祉施設と言えばウィナスになるわけですね。どういう形になっているかというのは、議会の皆さまも御存知かなというふうに思っております。その中で、高森町の町長選挙で、町長選挙より前に首長の選挙に出る候補者、予定者としての考えというのをしっかり提案をさせていただいて、当選をさせていただきました。ですので、その民意という上で、赤字を解消するというのが大前提の上で、首長の施策に沿った提案をしていただきたいと思います。ということが1点と、それと色々なことは、また入札に関してはその中の審査会に図っていくということでございます。今後、70歳以下の方がどういうふうにするばいいかといいますと、やはり身の丈に合った施設をつくるべきだと思います。仮につくるとするならば、これは図書館でも子育て支援センターでも、例えば高森温泉にしても、仮称町民温泉にしても、身の丈に合った建物を箱物は建てていかなければ

れば、やはり大変なことに今後なっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。ですので、当然先ほど言いましたように、人口減少というのを基本にした中で、新しい施設、新しいそういう70歳以下の方のやっぱりお風呂が欲しいとか、お風呂が町にあったほうが良いという声を吸い上げながら、何かを今後新しい時代で建てるとするならば、身の丈に合った建物であったり、身の丈に合った事業内容にするべきかというふうに考えております。今回、70歳以上の高齢者の方のお声が多いということで、スピード感を持って議会の声にも改選前の議会の声にも考慮いたしまして、臨時の議会で提案いたしましたことをどうか御理解をいただきまして、今後も御意見をたてていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤三治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号、令和元年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案については原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、令和元年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第23 議員派遣の件

○議長（後藤三治君） 日程第23、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配りましたとおり派遣したいと思います。

併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

**日程第 2 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について**

○議長（後藤三治君） 日程第 2 4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました継続調査申出事件一覧のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（後藤三治君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第 3 回高森町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午後 2 時 3 5 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会臨時議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
令和元年第3回臨時会

令和元年5月発行

発行人 高森町議会議長 後藤三治

編集人 高森町議会事務局長 安藤吉孝

作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1010

---

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967)62-1111